

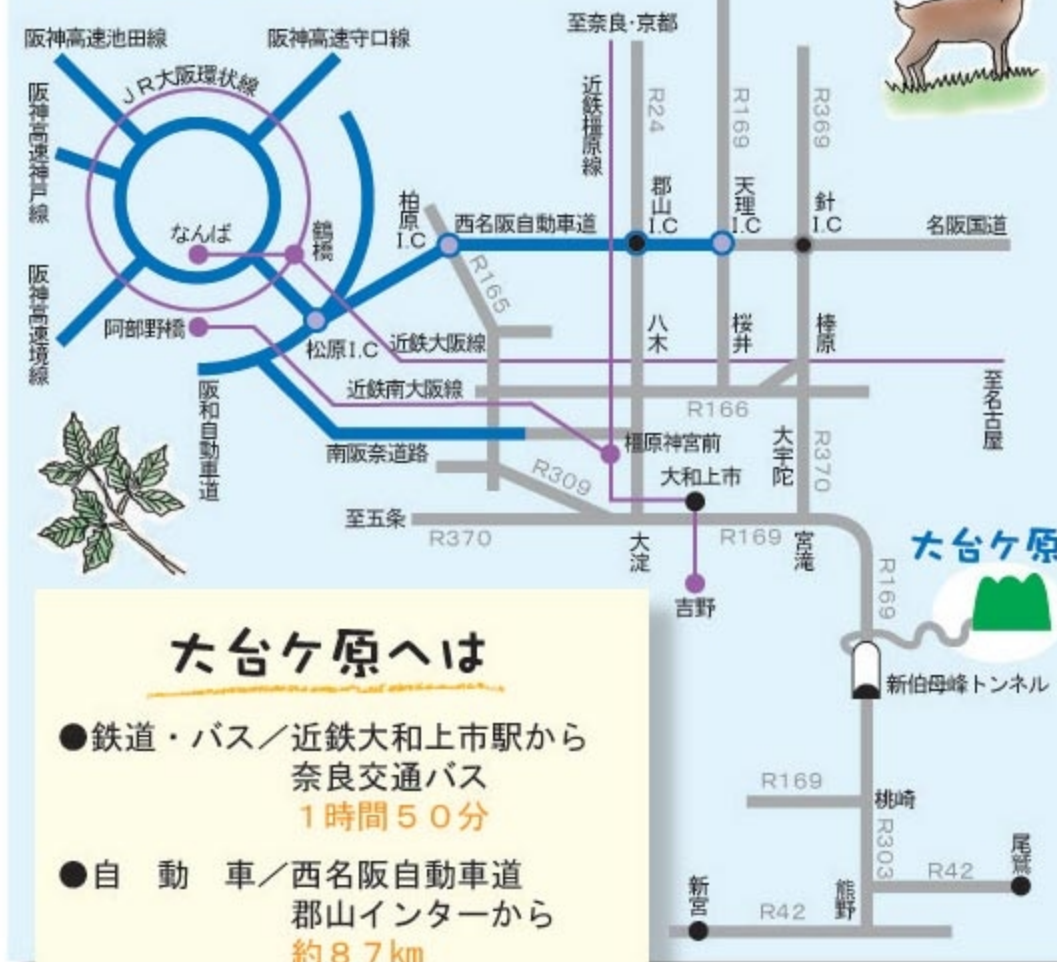
吉野熊野国立公園大台ヶ原

西大台 利用調整地区 ガイド

ここにしかない自然
だから
ここだけのルール



アクセスマップ



大台ヶ原へは

- 鉄道・バス／近鉄大和上市駅から
奈良交通バス
1時間50分
- 自動車／西名阪自動車道
郡山インターから
約87km
名阪国道針インターから
約91km
和歌山県新宮市から
約122km
三重県尾鷲市から
約115km



CO₂削減のため、
できるだけ
公共交通機関を
ご利用下さい。

お問い合わせ先

申請窓口

指定認定機関 吉野きたやま森林組合

(平成19年4月27日環境省告示第33号により環境大臣指定)

〒639-3701 奈良県吉野郡上北山村河合34 (上北山支所)

TEL: 07468-2-0066

URL: <http://www.yoshinokitayama.jp/>

平日(8月13日~8月16日、12月29日~1月5日を除く) 9:00~17:00

その他の問い合わせ

環境省吉野自然保護官事務所

〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町大字上市133 中央公民館5階

TEL: 07463-4-2202

環境省近畿地方環境事務所

〒540-6951 大阪市中央区大手前1-7-31 OMMビル8F

TEL: 06-4792-0700 URL: <http://kinki.env.go.jp/>

西大台なるほどQ&A

Q. 西大台は、立入禁止になるの？

A. いいえ、立入禁止ではありません。事前に手続きをすれば、利用が可能です。また、日出ヶ岳、正木ヶ原、大蛇ヶ原などを含む東大台地区は利用調整の対象外です。これまでどおりマナーを守ってご利用ください。

Q. 利用調整の期間は？

A. 大台ヶ原ドライブウェイの開通期間、毎年概ね4月下旬から11月下旬となります。(平成19年度は9月1日~11月30日)

Q. お金がかかるの？

A. 申込み手続きの手数料として、1人あたり1,000円が必要です。

Q. 都合が悪くて行けなくなった場合は、振り込んだ手数料は返金してもらえるの？

A. いいえ、悪天候等で立入りできない場合を含め、一度振り込まれた手数料は返金できません。

Q. 申込みはどこにするの？環境省なの？いつから受け付けるの？

A. 環境省が指定した「吉野きたやま森林組合」(『指定認定機関』といいます)で申請を受け付けます。郵便や窓口で手続きをしてください。申込みの受付は利用希望日の3ヶ月前からです。

Q. 当日の申込みはできるの？大台ヶ原でも申込みはできるの？

A. いいえ、当日の申込みはできません。2週間前までに申込みをしてください。また、申込み手続きは大台ヶ原では行っていません。吉野きたやま森林組合で申込み手続きをしてください。

Q. 無断で入ったらどうなるの？

A. 自然公園法違反となり、最高で6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金となります。西大台の豊かな自然を守り、未来に引き継いでいくための取り組みですので、必ず手続きをしてからの立入りをお願いします。

利用調整地区とは？

「利用調整地区」とは、将来にわたり良好な自然環境を保持し、より質の高い自然体験の場を提供するため、立入り人数等を調整する区域のことで、自然公園法に基づき国立公園特別地域内の一部地域に指定されます。立入りに当たっては事前に手続きを行い、定められたルールに従って利用することが必要です。

西大台利用調整地区

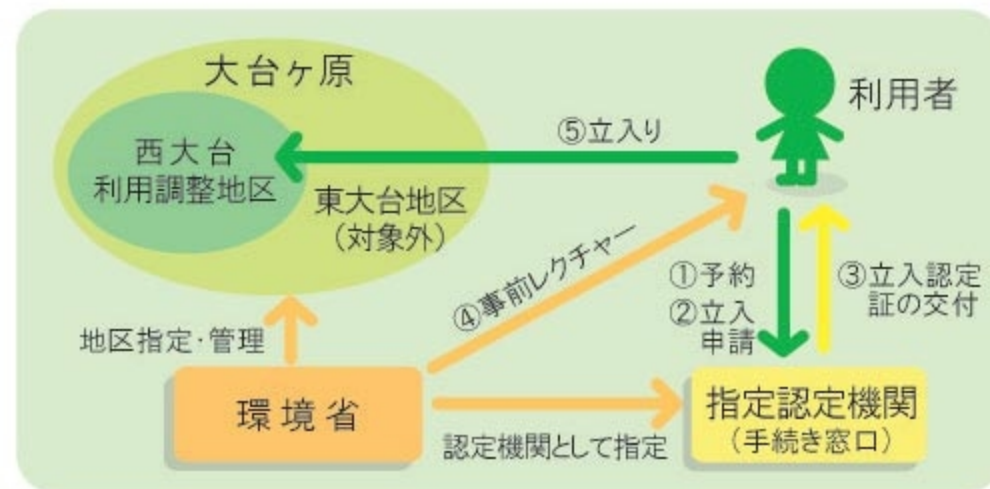
吉野熊野国立公園大台ヶ原は、トウヒ林やブナ林など、紀伊半島では少なくなった貴重な森林生態系が残る地域です。トウヒ群落を主とする「東大台」に対し、「西大台」はウラジロモミープナ群落が主となっており、静寂で原生的な雰囲気を体験できる地域となっています。しかし現在、大台ヶ原は様々な要因により森林などの衰退が進んでおり、西大台地区においてもその兆候がみられることに加え、今後の利用者の増加による様々な影響が懸念されています。

そこで、西大台の美しい自然環境を守り、将来にわたり静寂で、豊かな自然を多くの方々に楽しんでいただけるように、西大台地区を利用調整地区に指定しました。



西大台地区に入るには

立入りに当たっては、下記の流れで事前に手続きをし、立入り前に「事前レクチャー」を受講する必要があります。



①事前予約

指定認定機関に対して、事前に電話で利用希望日、立入り目的、立入り人数等を連絡し、予約をしてください（1日あたりの立入り人数の範囲（定員）内での受け付けとなり、定員になり次第締切ります）。

※予約の受け付けは、立入希望日の3ヶ月前からです。

②申請・手数料入金

指定認定機関に手数料（1,000円）を支払い、西大台利用調整地区立入申請書を提出してください。

※立入り当日の申請はできません。事前予約の上、2週間前までに申請してください。

③立入認定証の交付

申請内容を確認し、指定認定機関が「立入認定証」を交付します。

※「立入認定証」は必ず当日持参してください（立入りに際し、認定証の携帯が義務付けられています）。

④事前レクチャー受講

立入り前に事前レクチャーの受講が義務付けられています。

⑤立入り可能

立入る際には「立入認定証」を衣服やザック等、目のつくところに着用してください。

どんな利用ルールがあるの？

立入りは、登山や自然観察等で利用する目的に限られ、1日あたりの立入り人数の範囲内で認定されます。また、利用に当たっては以下のルールに従う必要があります。

守らなければならないこと

立入りにあたり次の禁止事項に掲げることを行わないこと、自己責任のもとに立入ることが求められます。また立入り前に事前レクチャーを受講することが義務付けられています。

-----禁止されていること-----

- ◆無断で立入ること
- ◆ペットなどの生きた動植物を持ち込むこと
- ◆野生動物にエサを与えること
- ◆野生動物の生息状況に影響を及ぼす方法で、撮影、録音、観察等を行うこと
- ◆ゴミを放置・廃棄すること
- ◆球技などの野外スポーツをすること
- ◆大きな音や強い光を発すること（花火、拡声器など）
- ◆網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込むこと
- ◆その他吉野熊野国立公園特別保護地区で禁止されている行為（動植物の採取、土石の採取等）

安全のために

- 自己責任における安全管理を徹底してください。
- 必要な情報の収集・理解、登山技術の習得に努めてください。

1日あたりの立入り人数

次の上限人数を超えて立入ることはできません。

- ・土日祝日は50人
- ・平日は30人
- ・春の連休・夏休み（お盆周辺）・紅葉シーズンの土日祝日は100人、平日は50人

なお1団体当たり最大10人まで立入り可能です。